住所　東京都江東区大島６丁目１番６―1037号
　李震　昭和53年10月29日生
住所　東京都荒川区荒川８丁目８番11―505号
　陽静　昭和58年６月16日生
住所　東京都世田谷区代田５丁目17番13号
　許清香　昭和52年５月12日生
　許瑛音　平成22年５月６日生
　許潤　平成22年５月６日生
住所　千葉市美浜区高洲２丁目３番11―405号
　王智**菡**　昭和54年12月４日生
住所　千葉県四街道市栗山266番地４
　李俊傑　昭和51年９月28日生
住所　千葉県野田市山崎梅の台１番地２
　カロリーナ・サイトウ・シルバ　平成元年８月２日生
住所　千葉市中央区浜野町809番地１
　朴在淑　昭和29年７月15日生
住所　千葉県習志野市藤崎６丁目５番13―５号
　金美保　昭和59年６月４日生
住所　兵庫県尼崎市武庫之荘本町２丁目12番10―102号
　黄夏恵　昭和55年７月19日生
住所　東京都調布市菊野台１丁目55番地１
　トラン・グエン・ミン・ホアン　昭和59年12月11日生
住所　東京都武蔵野市吉祥寺本町４丁目31番15―508号
　パチャラー・ヤマザキ　昭和46年12月６日生

○文部科学省告示第百二十四号

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百二十二号）第十一条の規定に基づき、平成二十三年度において使用される特別支援学校用教科書の定価を、平成二十三年七月五日付けで、次のとおり認可した。

平成二十三年七月二十八日　　文部科学大臣　高木　義明

特別支援学校小学部視覚障害者用　［点字版］

発行者の番号・略称	教科書の記号・番号	書名	定価（円）
国語	国語		
182　ライト	国語 A-113	こくご　1－3	3,003
	国語 A-212	こくご　2－2	5,094
	国語 A-312	国語　3－2	5,952
	国語 A-412	国語　4－2	6,650
	国語 A-512	国語　5－2	7,132
	国語 A-612	国語　6－2	6,435
社会	社会		
181　東点	社会 A-314	社会　3・4－4	3,931
	社会 A-315	社会　3・4－5	5,790
	社会 A-316	社会　3・4－6	4,860
	社会 A-317	社会　3・4－7	3,645
	社会 A-514	社会　5－4	6,862
	社会 A-515	社会　5－5	10,793
	社会 A-615	社会　6－5	5,218
	社会 A-616	社会　6－6	5,718
理科	理科		
181　東点	理科 A-413	理科　4－3	3,516
	理科 A-513	理科　5－3	4,741
	理科 A-613	理科　6－3	4,847

㊟　上記の教科書の発行者は、次のとおりである。

発行者の番号・略称	発行者	住所
181　東点	社会福祉法人東京点字出版所	東京都三鷹市下連雀３の32の10
182　ライト	社会福祉法人日本ライトハウス	大阪府大阪市鶴見区今津中２の４の37

○厚生労働省告示第二百五十九号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、代表者を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十三年七月二十八日　　厚生労働大臣　細川　律夫

登録検査機関の名称	変更後の代表者の氏名	変更前の代表者の氏名	変更の日
財団法人九州生活科学センター	今地　政美	飯田　隆雄	平成二十三年四月一日
社団法人日本油脂検定協会	川本美津雄	山川廣之介	平成二十三年六月一日

○厚生労働省告示第二百六十号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（平成十二年厚生省告示第二百六十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月二十八日　　厚生労働大臣　細川　律夫

表の上欄中「（目）　介護保険事業費補助金（要介護認定モデル事業及び介護保険制度改正に伴うシステム改修事業に対するものであって、市町村（特別区並びに地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）に係るものに限る。）」を「（目）　介護保険事業費補助金（要介護認定モデル事業及び介護保険制度改正に伴うシステム改修事業に対するものであって、市町村（特別区並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）に係るものに限る。）　災害臨時特例補助金（要介護認定モデル事業及び介護保険制度改正に伴うシステム改修事業に対するものであって、市町村（特別区並びに地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）に係るものに限る。）」に改める。